

市町村合併の状況

17. 2. 17

県内の市町村合併の状況は別図のとおりで、56市町村から現在44市町村（13市、26町、5村）となっている。7地域で検討がされているが、年内に5地域、来年2地域で合併が予定され、すべての地域が合併すると県内20市町に再編される。各地域の状況は、次のとおりである。

●徳山地域

平成15年4月21日に2市（徳山市、新南陽市）1町（熊毛町）が合併して周南市が誕生した。熊毛郡医師会の会員（旧熊毛町）の一部が徳山医師会へ加入。

●大島地域

平成16年10月1日に大島郡4町が合併して周防大島町が誕生した。

●光地域

平成16年10月4日に光市と大和町が合併して新生・光市が誕生した。

熊毛郡医師会の会員（旧大和町）の一部が光市医師会へ加入。

●宇部地域

平成16年11月1日に宇部市と楠町が合併して新生・宇部市が誕生した。

現在のところ都市医師会の動きはなく、現行のとおりである。

●下関地域

①下関市と4町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）が合併して、本年2月13日に新生・下関市が誕生した。

②下関市医師会と豊浦町郡医師会の合併が検討されている。

○柳井地域

①2月21日に柳井市と大島町が合併して新生・柳井市が誕生予定。

②今後、田布施町との合併が検討されている。

③柳井医師会と熊毛郡医師会の一部との合併について今後検討が必要。

○萩地域

①3月6日に萩市と6町（川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村）が合併して、新生・萩市が誕生予定。

②阿武郡医師会が解散して、上記6町の会員は萩市医師会へ、阿東町の会員は、山口市医師会へ加入が検討されている。（部分合併）

○長門地域

①3月22日に長門市と3町（三隅町、日置町、油谷町）が合併して、新生・長門市が誕生予定。

○小野田地域

①3月22日に小野田市と山陽町が合併して山陽小野田市が誕生予定。

○**県央地域**

- ①10月1日に山口市と4町（徳地町、秋穂町、小郡町、阿知須町）が合併して、新生・山口市が誕生予定。
- ②山口市医師会、吉南医師会、防府医師会の一部の合併の検討が必要。

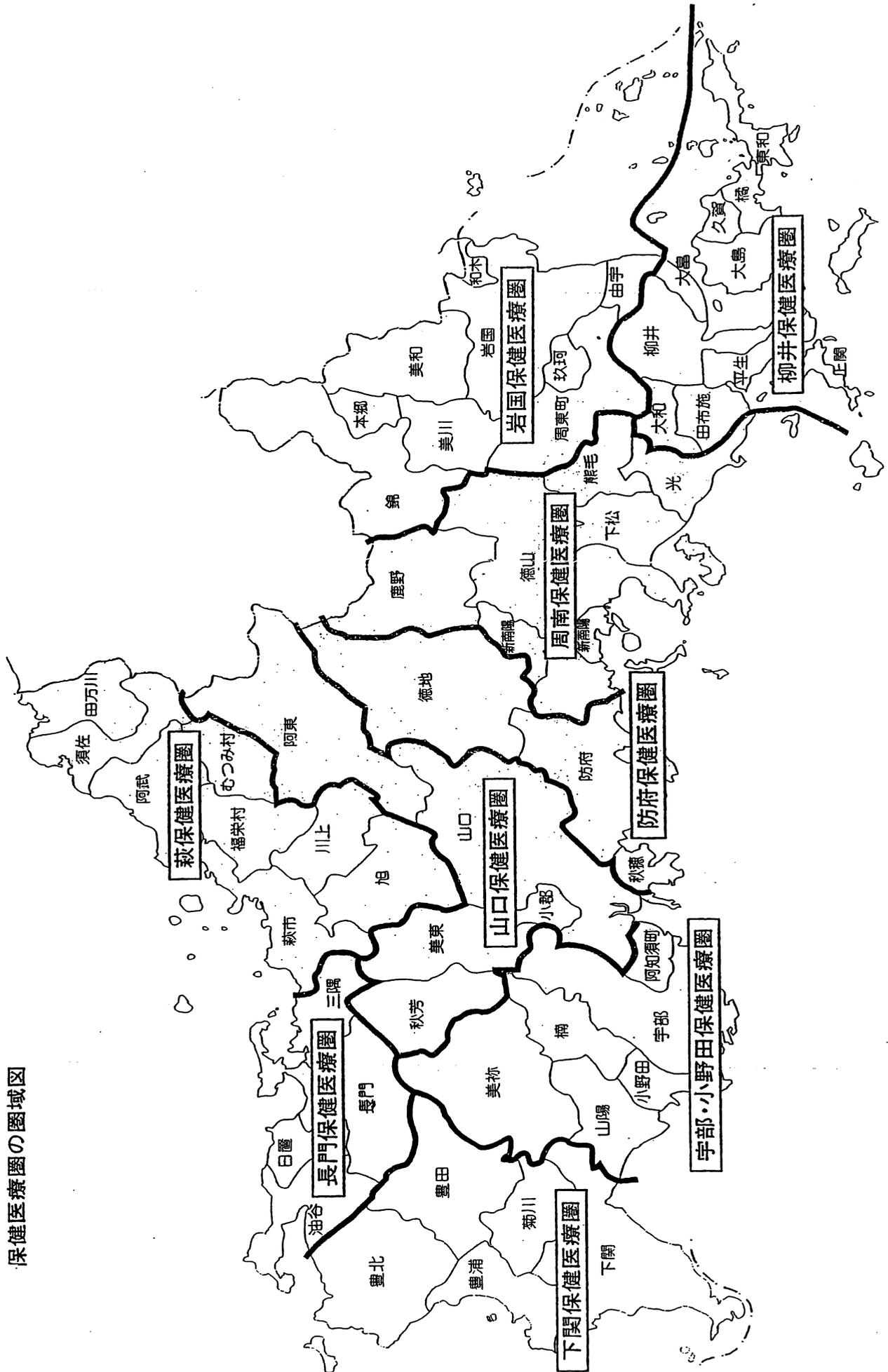
○**岩国地域**

- ①平成18年3月20日に岩国市と7町（由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町）が合併して新生・岩国市が誕生予定。
- ②岩国市医師会と玖珂郡医師会との合併の検討が必要。

○**美祢地域**

平成18年3月22日に美祢市と2町（美東町、秋芳町）の合併が検討されているが、新市名の問題等で協議がストップしている。

保健医療圏の圏域図



医師会合併の手引き

平成17年 1月 6日

県医師会市町村合併対策会議

この「医師会合併の手引き」は、県内の市町村の合併が具体化する中で、郡市医師会の合併を検討する時期にきていることから、県医師会の中に市町村合併対策会議を設置して医師会が合併等を行う場合に必要な事項について取り纏めたものである。

1 基本事項

(1) 県の許可

県・郡市医師会は民法第34条に基づき県からそれぞれ設立を許可された社団法人である。このため医師会が合併するための諸手続（定款の変更や合併・解散等）は、県の許可や法務局への届出等が必要である。したがって、合併予定日から逆算して手順を追っていくことで、何時どのような準備や手続きをとればよいか計画することが必要である。

(2) 合併の時期

市町村の合併の特例に関する法律（市町村合併特例法）第16条第7項に「合併関係市町村の区域の公共的団体等は、合併市町村のに際しては、合併市町村の一体性を確保するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と規定されているが、必ず連動して性急に合併する必要はない。合併のための準備会や協議会を設置して関係医師会のこれまでの歴史的な経緯や地域医療の現状等を踏まえて十分な協議を行い、合意に達した後、合併することが必要である。

(3) 合併への視点

医師会は地域医療の推進役として市町村において重要な役割を果たしており、その使命を充分認識して、新しい医療圏での地域医療の構築に向けた取り組みが必要である。

(4) 会員への配慮

医師会の合併等に伴って、改めて医師会への入会手続きを要する会員が生じる場合、合併という特殊事情や解散する医師会の残余財産等を考慮し、当該会員の入会金の低減等について配慮が必要である。

2 合併手順

合併方式等にかかわらず、概ね、次のような合併手順に基づき進めることが必要である。

ステップ1

合併検討を行うための準備

非公式な協議 1～2か月

ステップ2

合併協議会の設置

委員の選出、事務局の設置 1～7日

ステップ3

合併計画案の決定

合併方式の決定、基準日の決算（資産・負債）等
4～6か月

ステップ4

各医師会の承認

総会の承認 1～7日

ステップ5

合併計画の決定

医師会間での合併契約の締結（会費、入会金等）

ステップ6

県等への諸手続

定款変更・解散新設の許可等 1～2か月
「解散手続きのフローチャート」参照

ステップ7

合併等の実行

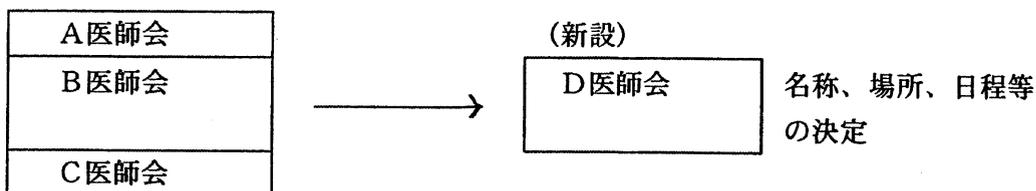
公告、債権者への対応、決算、登記
2か月以上

3 合併方式

ステップ3までに次の合併方式で合併を行うか決める。

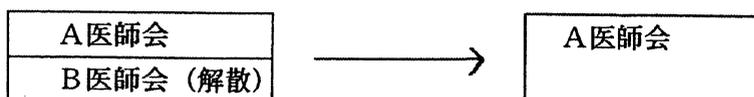
①新設合併

対等合併して新しい医師会を設立



②編入合併

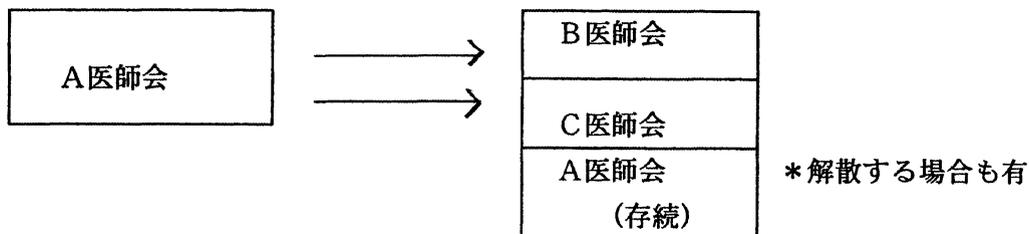
編入される医師会が解散し、編入する医師会は存続する。



③部分合併

医師会単位の合併ではないが、会員が当該医師会を脱会して、部分合併する医師会へ入会し、移動する。

また、この場合、当該医師会が存続する場合と解散する場合がある。



4 財 務

①合併する医師会は基準日・合併日の決算を行い関係医師会の財務状況を明らかにする必要がある。

②解散する医師会は債権債務の確定を行い、官報に公告する必要がある。

③債権者から異議があった場合は誠実に対応する。

④残余財産については、合併後の医師会に寄付する。

残余財産がある場合は国、県又は類似の目的をもつ民法法人（合併関係医師会）に寄付することになっており、会員へ分配はできない。

⑤県医師会から郡市医師会へ支払われていた事務費等は合併後の郡市医師会に支払われるとともに山福（株）の出資金も譲渡される。（4頁参照）

5 定款の変更

編入を受け入れる医師会は、区域の変更等に伴う定款・規程の変更が必要となる場合、総会の議決、県の許可等所定の手続きに基づき行うことが必要である。

6 その他

合併を進めるに当たって、疑義が生じた場合、県医師会市町村合併対策協議会と協議し、円滑な推進に努める。

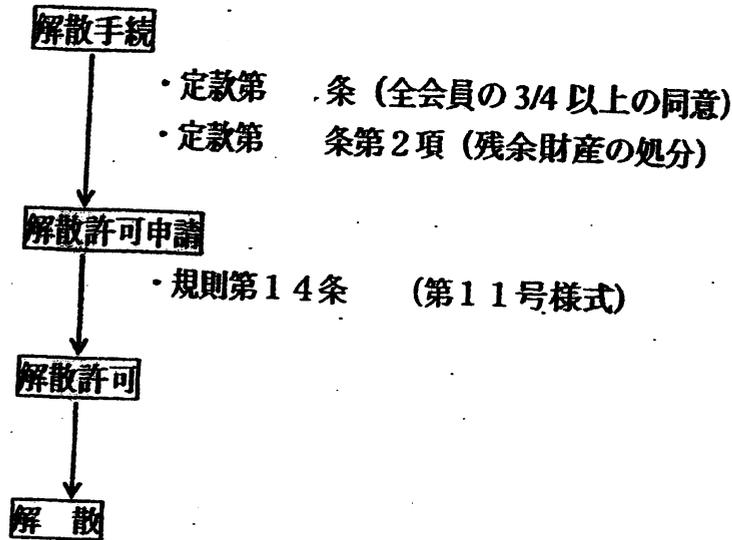
県医師会から郡市医師会への事務費等（例）

		A郡	B市	C市
医師会	事務連絡費	100,000	50,000	50,000
	公費助成協力助成金	350,000	175,000	175,000
	生命保険団体事務費	250,000	125,000	125,000
	看護学校(校)補助金	0	0	0
	医師会計	700,000	350,000	350,000
医師国保	保険料徴収事務費	6,000	3,000	3,000
	保健事業費	9,000	4,500	4,500
	医師国保計	15,000	7,500	7,500
医師会、国保計		715,000	357,500	357,500
山福	平成16年度配当金額	200,000	100,000	100,000
合計		915,000	457,500	457,500

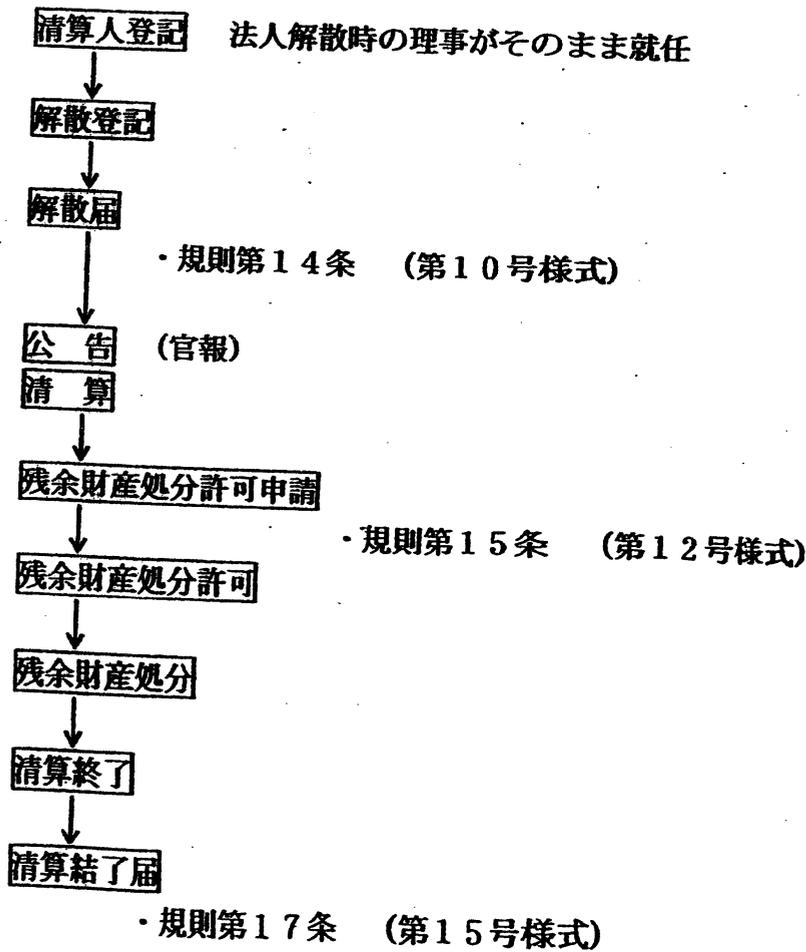
山福(株)出資額	100,000	50,000	50,000
----------	---------	--------	--------

注) 上記の例はA郡市医師会が解散して、会員がB市医師会とC医師会にそれぞれ半数移る場合の事務費等の配分例である。

解散手続きのフローチャート



【清算法人】



規 則：公益法人の設立及び監督に関する規則
定 款：(社) 〇〇〇医師会